

令和7年5月

上天草市農業委員会会議録

令和7年5月13日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和7年5月13日
午前9時30分開会
上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 議案第1号 会長の互選について
日程第 4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 8 議案第6号 非農地通知交付申請について
日程第 9 報告第1号 農地法第43条第1項の規定による届出について
日程第 10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、
利用権設定合意解約について
日程第 11 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（9名）

会長	松岡 健二郎	職務代理者	蓮田 治住	3番	水野 武晴	4番	磯田 清俊
5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	7番	岩本 俊治	8番	源 義通
10番	濱崎 顯爾						

（事務局）

局長 小松野 洋己 主事 徳淵 麻子 主事 睦田 将

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和7年5月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

会長が不在の状況ですので、上天草市農業委員会会議規則第15条の規定により、会長職務代理者が会議の議長となります。蓮田会長職務代理にご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長職務代理者挨拶

議長(蓮田)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(蓮田)

本日は5月の総会となります。大変お忙しい中にご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げます。本日も慎重なご審議のほど、どうぞよろしく願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(蓮田)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。6番、吉本委員、7番、岩本委員、よろしくお願ひします。

4 議 事

議案第1号 会長の互選について

議長(蓮田)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、会長の互選について。会長は、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、委員が互選した者をもって充てると規定されており、その手続き等については上天草市農業委員会互選規定に定められております。今回は互選規定第9条による指名推薦で行いたいと思ひますが、これにご異議ございません

か。

(異議なし の声あり)

議長 (蓮田)

ご異議ないようですので、そのようにいたします。

会長につきましては、先般の4月総会後の協議において、松岡健二郎委員に受けていただく旨の内諾を得ておりますので、全農業委員の同意をもって承認いただきたいと思っております。お諮りいたします。会長に松岡健二郎委員を指名し、これを当選人として同意することにご異議ありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (蓮田)

ご異議なしと認めます。

それでは、全農業委員の同意があったものとして、会長は松岡健二郎委員に決定しました。併せて、互選規定第10条第2項に基づいた当選人への口頭通知に代えます。

会長が決定しましたので、私の議長を終わりたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

会長 (松岡)

ただいま、会長に就任いたしました松岡です。微力ではございますが、皆さんの協力を得ながら、地域農業の発展に努めて参ります。どうぞよろしくお願ひします。

前回総会終了後、会長選任にあたりまして長時間にわたってお断りをしましたが、委員の皆さんに負けました。今後ともよろしくお願ひします。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 (松岡)

それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (睦田)

議案第2号、番号1番です。議案は4ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△番△、地目は畑、面積712㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、○○○○○から西の方向、直線距離で約0.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が3,107㎡、労働力は1、農機具等は2です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取り

を行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から100m程度であり、年間150日以上農作業に従事されることです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とされており、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米、タマネギ、キュウリを栽培予定とされており、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田） 現地確認お疲れ様でございました。4番、磯田が説明いたします。

今、事務局から説明がありましたとおりでありますけれども、譲渡人と譲受人は昔からの知り合いということで貸しておられましたけれども、今後も作ってくれないかということで贈与という形になったそうです。画面を見てもらいますと竹やぶでかなり非農地に近い状態でありましたけれども、竹を切って畑にしようと頑張っておられるそうです。今後は、タマネギやキュウリを栽培したいとおっしゃっておられて意欲満々でございました。問題はないと思っておりますけれども、よろしくご審議をお願いします。

議長（松岡） ありがとうございます。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡） 異議ございませんので、1番について、申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（睦田） 議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページです。

本件につきましては、事前連絡もなく定刻を過ぎても現地確認の立会いに来られなかったため、内部規定により審議保留となりました。なお、申請人にはその旨連絡済となっております。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。ただいま事務局から説明があったとおり、2番につきましては、現地の立会いがなかったため内部規定により審議保留とし、次回以降に再審査することとします。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（睦田） 議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□△△△△番△外1筆、地目は畑、面積合計818㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、○○○○○から西の方向、直線距離で約4.5kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が現時点で0㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのことです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、トマト、キュウリ、ダイコン等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮）

議案第2号、3番につきまして、推進委員の二宮が説明いたします。

譲渡人は相続により農地を取得されましたが、熊本市内在住で長年耕作は行われていないようです。ただ草刈り等をされて今すぐにでも耕作できる状態になっています。申請人が貸してもらえないかということで相談に行かれたところ、自分でされる予定がないので買ってもらえないかという話になって、今般購入ということで申請になったとのこと。農地は南向きで日当たりも良く井戸水あたりもあって非常に良い場所だと思われます。以上、審議よろしくお願ひします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第2号、番号4番です。議案は5ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△△△、地目は畑、面積558㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8

～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約8.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が3,366㎡です。労働力は1、農機具等は3です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から徒歩10分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ジャガイモ、ダイコン、ハウレンソウ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案2号の4番につきまして、席番8番の源より説明申し上げます。

本件はですね、譲渡人の旦那さんが数年前に亡くなりまして、譲受人が旦那さんの父親にあたります。この土地だけが旦那さんの名義になっていて奥さんの所有になったわけですが、現在は旦那さんの兄弟の方がこの父親と協力して野菜等を作っております。旦那さんの父親の名義にして今後も管理してもらいたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第2号、番号5番です。議案は同じく5ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町内野河内字□□△番△、地目は田、面積3,863㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約12.0kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が1,620㎡です。労働力は2、農機具等は4です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取り

を行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から1.0km程度であり、年間150日以上農作業に従事されることです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とされており、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米を栽培予定とされており、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（小幡）

議案2号の5番について、推進委員の小幡が説明します。

内容については事務局からの説明があったとおりで私が言うことはありませんが、貸主の方は高齢で2、3年前に病気をされて農地を管理していくのは難しいと思われま。そこで借り手の方と意見が合ったような感じで借りるということになったよう。借り手の方は別の仕事をしながら米や飼料米、野菜等を栽培されており、今回の水田については自宅から徒歩1分くらいで、この田には飼料米を栽培して管理することでしたので問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いま。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

異議ございませんので、5番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をよろしくお願いま。

事務局（睦田）

議案第3号、番号1番です。議案は7ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□□△△△△番△、地目は畑、面積72㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約10.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は農具用倉庫であり、事業資金は、建物建築費の約△△万円を自己資金が上回っているため、問題ないと思われま。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は農具用倉庫のため不要で、排水については、生活雑排水、汚水はなく、雨水はそのまま道路側溝へと排水するとのことです。造成中の被害防除については、造成は行わず現状のまま使用するため近隣の農地への影響はないとのことです。また完成後の被害防除につきましても周辺地への悪影響はないとのことでしたが、万が一争議が発生した場合には申請人が誠意を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第3号の1番につきまして、源より説明申し上げます。

本件の申請につきましては事務局からの説明のとおりでありまして、農機具を入れる小屋を建てたいということです。これまでは近隣の農家の方の小屋を借りて保管をしていたわけですが、事情があって借りられなくなったということで自前で農舎を建てたいということです。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第4号、番号1番です。議案は9ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□△△△番△外2筆、地目は田、合計面積1,732㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、〇〇〇〇〇から東の方向、約0.9kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、資金計画では土地の賃料△△万円を自己資金額が上回っており、問題ない

と思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水、生活排水はなく、雨水は水路または側溝に自然排水することです。造成中の被害防除については、すでに造成を完了しているため周辺への悪影響はなく、また完成後に被害が生じた場合は、被害者の利益保護を第一に考え申請人が責任をもって対応することです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

3番（水野）

議案第4号、1番について、3番、水野が説明します。

今説明があったとおりでございまして、申請人はお寺の住職で、保育園の園長をされております。お寺と保育園の前にその土地がありまして、地主の方と数年以上前から事前に決めておられました。私の前に委員だった方が指摘をされていて、今日の申請に至っております。区長さんの同意書、始末書も添付されております。問題はありましたけれどもご審議をお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第4号、番号2番です。議案は同じく9ページです。

申請人は姫戸町の個人です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸字□□△△△△番、地目は田、面積482㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約18.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は倉庫で、事業資金は、すでに建物が完成しており、追加の資金が必要ないため問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水、生活排水はな

く、雨水は水路または側溝へ自然排水するとのことです。造成中の被害防除については、すでに造成を完了しているため周囲への悪影響はなく、また完成後については、平成4年から建物が存在しており、今に至るまで近隣への影響はなかったため策はないとのことです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（藤川）

推進委員の藤川が、議案第4号2番について説明いたします。

内容については事務局の説明のとおりですが、すでに家が建っています。平成4年4月頃建てられたそうです。譲渡人のお父さんが次女のために建てられたそうです。そして総菜店をやっていたそうです。14年前にお父さんが亡くなり、次女が3年前に亡くなったために三女が相続して、今回の所有権の移転になったそうです。今後は譲受人の方が改装し倉庫として使用されるそうです。付近への影響は何もないと思います。始末書も出ていますので、審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたが、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（松岡）

続きまして、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は11ページです。

今回の促進計画は、新規の貸借2件です。本計画における賃貸借の設定等を受ける者は、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められることから農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる要件を満たしております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、本案につい

て皆さんからご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡) ご異議ございませんので、議案第5号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第6号 非農地通知交付申請について

議長 (松岡) 続きまして、議案第6号、非農地通知交付申請について。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局 (睦田) 議案第6号、番号1番です。議案は13ページになります。申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番外2筆、地目は畑、合計面積210㎡です。申請場所は図面1ページ㊟、詳細は18～19ページのとおりで、○○○○○から西の方向、直線距離で約1.0kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われま

す。次に、申請地は農振農用地であり、農林課よりこの地は連続した農用地区域の一部であることから、農用地区域の緑辺性を満たしておらず、当該地を農用地区域から除外してしまうと農用地区域が虫食い状態となるが、現在周囲に耕作地がないことから農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、第3項の定めにある「農用地区域における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがない」ものと判断し、当該地の非農地判断については、上天草市農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないとの助言を得ています。説明は以上です。

議長 (松岡) ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員 (山口) 議案第6号1番について、推進委員の山口が説明します。

昨日、磯田委員と本人立会いの下、現地確認をしました。ご覧の写真のとおり、隣接する自分のハウスの近くではありますが、今説明があったように農地としては不適な状態になっておりました。以上、確認したことを報告します。

議長 (松岡) ありがとうございます。
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第6号、番号2番です。議案は同じく13ページです。

申請人は福岡県糸島市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町湯島字□□△△△番外1筆、地目は畑、面積合計1,284㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は20～23ページのとおりで、○○○○○から西の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。

次に、申請地は農振農用地であり、農林課よりこの地は連続した農用地区域の一部であることから、農用地区域の緑辺性を満たしておらず、当該地を農用地区域から除外してしまうと農用地区域が虫食い状態となるが、現在周囲に耕作地がないことから農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、第3項の定めにある「農用地区域における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがない」ものと判断し、当該地の非農地判断については、上天草市農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないとの助言を得ています。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮）

議案第6号2番について、推進委員の二宮が説明します。

当該農地は湯島の西側と東側に位置しています。10日土曜日に磯田委員と一緒に現地確認に行きました。申請人は相続によって昭和38年頃当該農地を取得されておりますが、福岡県在住で相続されてから耕作されていないと思われる状況でした。西側の農地は一応接面の農道があって近くで確認できましたけれども、東側の農地は接面農道自体が雑木が生茂っておりまして少し遠いところから確認するような状況でした。両方とも雑木が生茂って非農地化はやむを得ないかと思ひます。以上、審議よろしくお願ひします。

議長（松岡）

ありがとうございました。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第6号、番号3番です。議案は同じく13ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□△△△△番△、地目は畑、面積176㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は24～25ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約7.6kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎）

議案第6号の3番について、推進委員の岩崎が説明します。

10日に申請人と場所の確認に行ってきました。昨日は松岡委員と現地確認に行ってきました。今回の申請地は数年に渡って耕作されていません。現在は雑木だらけで行く道も見当たらないような現状でした。ですので非農地化はやむを得ないと思います。よろしくお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第6号、番号4番です。議案は同じく13ページです。

申請人は大阪府吹田市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△、地目は畑、面積1,515㎡です。申請場所は図面1ページ⑫、詳細は26～27ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約5.0kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第6号4番につきまして、源より説明申し上げます。

現地は合津永浦島の真ん中辺りにありまして、これまでの毎年の農地利用状況調査においても、全然耕作については確認をしておりません。当然現地にも行ける状況ではありません。今画面でも見てもらっているとおり完全な山状態になっております。よろしくお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。

続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第6号、番号5番です。議案は同じく13ページです。

申請人は姫戸町の個人です。申請地の物件表示は、姫戸町姫浦字□□△△△△番、地目は畑、面積623㎡です。申請場所は図面1ページ⑬、詳細は28～29ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約16.0kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いします。

1 番（蓮田）

議案第 6 号の 5 番について、席番 1 番の蓮田が説明いたします。

10 日土曜日の正午頃から藤川委員、申請人と 3 名で行く道を見つけたんですけど、どうしても登り口から雑木で道が見えないところなんです。見えないので港に行きましょうと申請人がいうので姫戸港から見て北の方にありまして、あの辺りと言って、松の木が一本ある横です。という形でほとんど見えないところなんです。40～50 年この一帯は作っていないということで雑林ばかりです。私からは以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

異議ございませんので、議案第 6 号につきましては申請どおり承認することに決定します。

報告第 1 号 農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出について

議長（松岡）

続きまして、報告第 1 号、農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出の受理について。事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

報告第 1 号、番号 1 番について説明いたします。議案は 14 ページです。

届出人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△番△外 1 筆、地目は田、面積合計 1,492 m²です。申請場所は図面 1 ページ⑭、詳細は 30～31 ページのとおりで、○○○○○から北西の方向、直線距離で約 1.0 km の辺りに位置しております。届出事由は、キノコ栽培を行うためであり、そのために必要な農作物栽培高度化施設を設置するために届出書を提出された次第です。

また、農地法第 4 3 条の定義といたしまして、農地に栽培屋を設置しその底辺をコンクリート等で覆う場合であれば、本来許可不要転用届の農業用施設の大きさとしては 2 a 未満であるところですが、この要件にあたる場合は農振農用地でありまして施設を建てることになっています。ただし永続的に栽培するということが求められます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いします。

4 番（磯田）

報告第1号について、4番磯田が説明をいたします。

事務局から説明がありましたとおり、私も1回聞いたくらいでは意味があまりわからなかったんですけれども、キノコ栽培をされている農家の方で、ここに昨年形状変更届を出して土を入れて田んぼを高くして今建物が建っている状態になっており、そこに施設を建てるとのことです。今画面に映っておりますちょっと先のほうにある機械ですけれども、10tくらい重さがあるそうです。それを中に入れるために、施設の中にコンクリートをしなければならないということで、それに対して届出があるという解説でした。すでに法人化されて、キノコ栽培をされておりますけれど、この施設を中心に今後も続けていきたいというふうにおっしゃっております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま報告第1号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問などありませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（松岡）

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃借の解約並びに利用権設定の合意解約について。一括して事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

報告第2号について説明いたします。議案は15ページです。

こちらは農地法第3条で使用貸借権設定、利用権設定されていた農地について解約が確認されたものです。

今回の報告は2件となっております。個別の詳細は議案のとおりです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問などありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（松岡）

続きまして、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の所有権取得の届出の受理について。事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

報告第2号、番号1番です。議案は16ページになります。

届出人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△番外18筆、地目は畑、合計面積1万1,872㎡です。申請場所は図面1ページ⑮、詳細は31～43ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権移転です。説明は以上です。

議長（松岡）

ただいま報告第3号の説明が終わりましたが、皆さん方からご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問などありませんので、報告第3号につきましては報告どおりといたします。

これを持ちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしくをお願いします。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時20分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年5月13日

上天草市農業委員会	会長	<u>松岡健一郎</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>吉永均</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>吉永俊治</u>